

岐阜県家庭教育支援条例のポイント

家庭教育を県民みんなで応援を！



- 目的(第1条)** 子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現
- 保護者が親として学び、成長していくこと、子どもが将来親になることについて学ぶことを促すこと
 - 子どもの「基本的習慣の確立」「自立心の育成」「心身の調和のとれた発達」を図ること

- 定義(第2条)** この条例において家庭教育とは
- 保護者がその子どもに対して行う次に掲げる事項等を教え、育むこと
 - 基本的な生活習慣 ・自立心 ・自制心 ・善悪の判断 ・挨拶及び礼儀
 - 思いやり ・命の大切さ ・家族の大切さ ・社会のルール

- 基本理念(第3条)**
- 子どもの教育については保護者が第一義的責任を有すること
 - 保護者が自主的に教え、育むことができるよう、社会の全ての構成員が、相互に協力して一体的に取り組むこと

それぞれに期待される役割

保護者の役割(第6条)

- 子どもに愛情をもって接し、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図りましょう。保護者自らが親として成長していくよう努めましょう。

祖父母の役割(第7条)

- 家庭の教育力の低下を補うため、保護者と協力しながら、家庭教育に積極的に協力するよう努めましょう。

地域住民の役割(第8条)

- 互いに協力し、家庭教育を行うのに必要な地域環境の整備に努め、地域における歴史、伝統、文化、行事等を通じて、子どもの健全育成に努めましょう。
- 地域活動団体は、家庭、学校等と連携して、家庭教育を積極的に支援しましょう。

学校等の役割(第9条)

- 保護者、地域住民と連携して、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めましょう。
- 県や市町村が実施する家庭教育支援策に協力しましょう。

事業者の役割(第10条)

- 家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、従業員の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう必要な雇用環境の整備に努めましょう。
- 県や市町村が実施する家庭教育支援策に協力しましょう。

県

県の責務(第4条)

- 家庭教育支援策を総合的に策定し、実施します。
- 市町村、保護者、地域住民、地域団体、学校等と連携して取り組みます。

市町村に対する支援(第5条)

- 市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

具体的施策

親としての学びを支援する学習の機会の提供(第11条)

- 子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識など、親としての学びを支援するため、学習の機会を提供します。

親になるための学びの推進(第12条)

- 親になるための学びを支援するため、親の学びの方法の開発及び普及を図ります。学校等が行う子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会の提供を支援します。

人材の養成等(第13条)

- 家庭教育に関する人材を養成し、人材相互間の連携を推進します。

保護者、地域住民、学校等の連携による活動の促進(第14条)

- 関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進します。

相談体制の整備等(第15条)

- 家庭教育に関する相談体制を整備し、相談窓口について広く知らせます。

広報及び啓発(第16条)

- 家庭教育に関する情報を収集、整理、分析して提供します。家庭教育支援に関する社会的機運を醸成するため、家庭教育の重要性、家庭教育における保護者の果たす役割と責任について、啓発を行います。

団体活動の促進(第17条)

- 家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するため施策を講じます。

家庭教育を実施する日(第18条)

- 「家庭の日」「家庭に早く帰る日」を「家庭教育を実践する日」とし、啓発活動その他の事業を実施します。